

三条西実教の蟄居をめぐつて

市野千鶴子

はじめに

後水尾天皇については、すでに朝幕関係、歌壇関係、時代の区切り方の問題など多方から論じられている。それらは御在位時代、讓位後の院政期、そして靈元天皇親政後もなお宮廷文化の中心として重きをなしていることを論じているものである。

ところで、後水尾法皇が延宝三年（一六七五）八十歳になられた時、靈元天皇が御賀宴を催された際、自らその経緯を記された『後水尾法皇八十御賀の記⁽²⁾』の草稿（以下『御賀の記』と略記す）があるが、その中に、

という記述があり、「逆臣」という穢かでない言葉が出てくる。後水尾法皇（以下「法皇」と略記す）が七十歳になられたのは、延宝三年から十年前のことである。寛文五年（一六六五）にあたり、靈元天皇即位後二年の時のことである。本稿は、この「朝廷をかすめた」「逆臣」がだれかを明らかにし、また、これに関する事柄についても述べたいと思う。

一

法皇が七十歳になられた寛文五年、逆臣として動いた廷臣ではないかを知る手がかりとして、後日の記録であるが、次の日記を見ることがで

きる。

『基熙公記⁽³⁾』天和元年（一六八一）六月十一日条に

法皇御方七十三みたせおハしましたるは、我代ニなりての事なれとも、おさなき程にて何事もまたわきまへざりつるに、誰々もおもひよらてやありけん、又逆臣等の朝廷をかすめたる時節なりけれハ、おもひよりたる輩も、口をとちてやありけんしらす、

或者語云、一二三日以前三条前大納言実教卿宅、或者行向対談之時、及悪口聞、欲彼卿肩辺少許刃傷云々、家人捕其者間不及大事云々、抑此卿、十四五年以來蟄居、称所勞之由、是從関東内意云々、此人

当令御代之始振權威、諸家惡之、内・院殊以御惡深、余其比切々對談、如対賢者、蟄居之後、勘事跡言行似賢者、心中藏憤智、可惡可恐之、

と記し、三条西実教は所勞と称して、蟄居し十四五年になるが、この蟄居は幕府の内意があつたことによつた。実教は当令（靈元天皇）が即位された頃、權威を振ったため諸家が実教を憎み、天皇・法皇も憎しみが深かつたと記している。しかしその頃、基潤が度々実教に会つた時は「賢者」のようであつたとも述べてゐる。

さらに柳原資廉の『資廉日記』⁽⁴⁾ 元禄十二年（一六九九）正月一日条によれば、

参院^(靈元)御対面、賜御盃、其後予正親町等更被召御前、被仰云、三条

西前大納言永々籠居、此事自上可令蟄居被仰事も無之、不叶後水尾院之叡慮事有之由にて、仙洞自御在位御十六之年籠居也

とあって、靈元院が仰せられるには、三条西実教は永年蟄居している

が、これは天皇の命令で蟄居したのではない。けれども後水尾法皇の叡慮に叶はざることがあつたので、靈元天皇御在位の十六歳の時から籠居している、と記している。

また小楳季連の『季連宿祢記』⁽⁵⁾ 元禄十四年十月二十日条では

三条西前大納言正二位実教卿^(靈元)今年八十三歳、昨日十九日夜薨去云々、此卿者、寛文

之初被背法皇叡慮、其後無勅免、年來為蟄居之身、依之任槐之事不及沙汰歟、

とあり、実教の没した事を伝える記事の中で、「寛文之初」に法皇（靈元天皇）の叡慮に背いたとし、その後勅免はなく、長年蟄居していたと記している。

これら三つの日記を総合すると、実教の籠居の始まりは、『基潤公記』にいう天和元年記での「十四五年以来」とは寛文六七年のことであり、『資廉日記』の「仙洞自御在位御十六之年」は寛文九年であり、『季連宿祢記』には「寛文之初」とあって、『御賀の記』の「逆臣」がいたとする寛文五年とほぼ合致する。また実教は靈元天皇の御代始から天皇に背き、諸家に權威を振ったとして、天皇・院から諸家に至るまで深く憎まれ、蟄居していた人であるので、『御賀の記』にいう「逆臣」とは、三条西実教ではなかろうか。

二

前章で『御賀の記』に見える「逆臣」が、三条西実教ではないか、と推定したのであるが、さらに、田中暁龍氏が紹介された『三条西・正親町兩伝奏排斥之件』（内閣文庫蔵、以下『排斥之件』）と略記す。なお本文稿で資料名を記していないものは『排斥之件』である。）によつて、その経緯を詳細に究明したい。

なおその前に田中氏の論考から『排斥之件』の書誌的な概要を述べれば、本史料は寛文九年二月廿日から廿三日の四日間にわたる日次記の一

部であり、筆者は中院通茂であると考えられ、通茂が日野弘資とともに、武家伝奏に就任したのちまもなく、三条西・正親町らの一件について記したものと、板倉内膳正に提出するため、その下書きとして作成したように思われると記しておられる。

本書の記述は、寛文九年二月二十日条の

小倉中納言実起卿入来、密々語云、昨夜久我中納言通名卿為勅使來

臨、三条西前大納言実教卿年來之所存御齋憤之間、与久我右大臣広通

公相斗謀早可退之由仰也、仍叡慮之趣奉了、

という記事に始まる。すなわち小倉実起が中院通茂を訪ねて密かに語るには、昨夜久我通名が靈元天皇の勅使として来臨し、「年來之所存御齋憤」の三条西実教を、久我広通と相談して早く「可退」き仰を受けた。

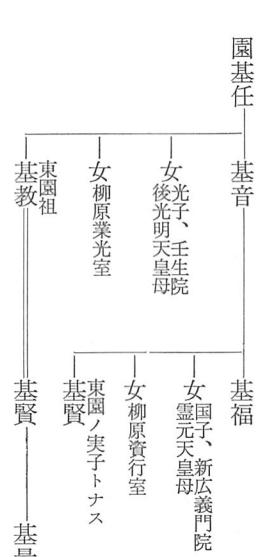
しかし、最も相談したかった靈元天皇の外戚は「御外戚(8)皆以彼与力」と実教の与力であり、「近習皆若輩也、通茂一人別而大事也」と、天皇の近習は「若輩」ばかりであったので通茂に相談したのである。近習の若輩とは、前引の文章のすぐ後に「若輩之衆三四人難波中将宗量朝臣、東園少將基量朝臣、三室戸權佐誠光」とある。当時その年令は宗量二八歳、基量一七歳、誠光一八歳である。また、「近習中、園大納言、東園中納言此人等御前之儀毎事被斗之、又隨三条西前大納言命之人也」とあるように、近習中には実教の命に随う人もいた。「御外戚皆以彼与力」と記された靈元天皇の外戚は次のようである。

については、

天皇が「年來之所存御齋憤之間」により「早可退」となる実教の原因については、
依代々之好、父祖之沒後、受彼指南、其間見之、称後光明院遺勅、終以当今令即位給事、偏彼功乎、此意更如忠義之心申行之歟、不知其一念之微、加之、奉公之勤勞、諸芸之堪能為冠諸臣、即以六七代、舉世見之衆人唱之、(中略) 依之信仰之餘、以徵為知、以不孫(遙カ)為勇、以許為直、以食言為權道、以背戾為忠義、以其言行之千變万化、不可企及、而為旦暮之憂、滿彼流十余年、

とあり、実教及びその父祖からも指南を受けたこと、後光明天皇の遺勅と称して靈元天皇の即位に功があつたこと、それに加えて奉公は勤勞、諸芸も堪能で、諸臣の指導者として活躍していたこと、これを信じる余りに徴を以つて知と、不遜を勇と、食言を權道と、背戾を忠義などとして、その言行が千変万化であり常人では理解できない人であつたと記している。

本書外題の「正親町」とは正親町実豊のことである。



至正親町亞相者、其罪頗輕、雖然偏信彼亞相為之耳目、為之口鼻、侮上蔑下、扶持於彼惡、而出令施号、又其罪不可免者乎、

と記されて、実教の耳目・口鼻となつて悪を助け「侮上蔑下、扶持於彼惡、而出令施号」と、両卿の惡のひどかつたことを記している。

勅命により実教を「排斥」するよう仰せられて久我・小倉・中院は相談を重ねてゆく。

一義相談区々也、小倉中納言云、三条西大納言惡事一々被書付之、諸臣一同加連署、可被遣板倉内膳正欽、不加之輩五六人之外、大畧不可有之欽、若不加之輩者、又其所存面々又可書連之也、通茂云、此義密々可難加之欽、不密者露頭之条如何、彼是雖令相談不事行、通茂云、於遲引者可難休歎心、早速又不可事行、然者御鬱念之趣、委細被染宸翰、被進法皇、御文駄等御相談之後、從彼御所可被遣内膳正欽、此外無存寄之義之由示之、

と、実教の処置を検討している。すなわち、小倉が云うには、惡事を箇条書にして諸臣一同が連署して所司代板倉内膳正重矩に訴えよう、連署に加わらない輩は恐らく五六人に過ぎず、大半は実教を憎んでいたとしている。しかし通茂は、これは密々にはできないから、いずれは露頭するであろうが、このような事が公けになるのはよくない。しかし何もないで時間が遷延したら天皇の気持を休めることは難かしいだろうと述べ、天皇が御自分の気持を書いた書翰を法皇に差上げられ、法皇から所司代に進められたらどうだらうか、と意見を述べている。続いて、

此義各被同了、急令參内可言上云々、通茂云、此間當番之外無參内之事、諸人之不審如何、

とあって、皆も同意し、急いで參内し言上するようにとの事であつたが、通茂は、当番以外の者が參内したら諸人は不審に思うので、天皇のお召により參内したことにしてもらいたいと申出でた。その結果、久我通名の取計いで、天皇から通茂へお召があつて參内し、先に広通・実起の同意を得た事を天皇に言上するとともに、また「御心静可令待時節給」と宥め申した。翌二十一日通茂は、法皇へ法樂和歌を持参したついでに叙上の經緯を言上したのである。

今日持參聖廟御法樂愚詠於法皇御所、御対面之次申事由之處、被驚思召、通茂申云、先申宥了、逆鱗甚之由之間、延々之御沙汰不可然、近日主上御存分可被追退之由、可被仰之、於此義者可被任置法皇之由、御諫言尤也、

法皇は非常に驚かれた御様子であつたので、通茂は、天皇を宥め申したこと、逆鱗が激しいので、法皇の御沙汰が遅れると、天皇が実教を追放されるだろうから、「此義」については法皇に任されるよう、天皇に諫言された方がよいでしようと言上した。

二十二日にも広通・実起と相談したが、二十三日、

小倉黃門有狀、行向敷中納言嗣孝卿亭此亭通茂宅近所也、之間、少時可來彼亭、急々有相談事之由也、仍行向之處、此間東園少將父中納言基賢卿不免他出、三室戸權佐者父大納言資行卿此中与若輩之衆切

々之參会不審之由、尋子細被為書誓紙云々、大畧令推量事之脉歟、

就之若輩之衆被存事露顯之由、急々可催之脉也、仍久我右大臣今朝俄被行向板倉内膳正相談之處、於為事急者、可被止三条大納言之出仕、若違勅命令出仕者、可被仰下内膳正、從彼方可申遣之彼卿不忠之条々、一々被書付給者、可遣関東之由云々、依之与久我右府相談之處、通茂早令參内、催法皇御幸、其後三条大納言義被仰出可然也

云々、

とあり、小倉から急ぎ相談することがあるということで行くと、東園基量の父基賢卿は息子の外出を禁止していること、三室戸誠光の父資行卿は息子が若輩之衆と頻りに会合しているのが不審として子細を尋ね、誓紙を書かせているという。これから判断すれば我々の動きは露顯したらしいので、今朝急拵、久我が板倉内膳正と面会し相談の結果、事情切迫の時は、実教の出仕を止め、もし勅命に従わざ出仕したなら、板倉から実教に申渡す、実教の不忠の条々を書いてくれたら、板倉内膳正から関東へ使わすということであった。そこで実起と広通の相談の結果、通茂が急ぎ参内し、法皇の御幸を仰いだ後、実教のことを仰せ出してもらおうということになつたという。しかし、以上の経過を聞いた通茂は、実起と広通のみで事を運んだのをあやしみ、今日板倉が自分の邸に來るので、直接板倉から聞いてみると返答したが、板倉と面談の結果、「小倉黄門所被申之条々有黑白之違、所驚入也」と間違いであつた事がわかつたので、参内して天皇を宥め申した。

言上之次、申云、此間之義令申聞内膳正之處、於三条西大納言者、可罷成朝家御為由、大樹被恩召、有御馳走之人也、然處一旦不被告知於武家、其上為可承諸事御用所上洛之内膳正不承之、可被任叡慮之条、對武家為御不義也、又三条大納言事、從法皇御所有被仰事、此義又不可有不被知召之事、於此義者、曾以無御存知之由、雖存之、任内膳正申分言上之了、雖不令待法皇

叡慮給事、御不孝也、

と記し、通茂が参内し、天皇に言上したついでに、板倉内膳正から聞いた幕府側から見た実教についてを語っている。すなわち將軍家綱は実教を「朝家御為」になる人だと思っている人であるのに、その実教の出仕を止めようとする一件を武家に告知せず、その上所司代である内膳正も聞いていないのに、叡慮にまかせて実教を「排斥」するのは、武家に対して不義である。また、法皇が天皇を宥めたことがあつたのだから天皇が御存知ないことはないだろう。当然天皇も知つていてるのに法皇の仰せられることを聞かないのは不孝であるといつてゐるのである。

且内膳正者大樹之厚恩異他之故、大樹御為亡一命事、平日之願也、若有如然事者、不移時刻罷向、始内侍所禁中法皇至諸家、悉打滅之、致切腹、如唐朝以大樹為君可令断絶皇統、若有被思召之子細、連々可被仰聞也、隨御道理可申達之由也、此間御問答、濟々依無指事、不能委細、仰、此上者可被思召留之由也、

と統いて、板倉内膳正は自分は将軍に厚くもてなされているのだから、自分が将軍の為に命を落すことはいつも願つてゐることで、もしそのよ

うな事があつたら即刻にでも内侍所を始め、天皇・法皇から諸家すべてを打滅ぼし、自分は切腹をする。唐朝のように将軍家綱を君主とし皇統を断絶させる、と板倉内膳正は強く述べたという。これを聞かれた天皇は、「此上者可被思召留」と仰せられ、実教の「排斥」を思い留まられたのである。そして、

向後之義、与通茂於御相談者、万端不可被仰聞於若輩の人々、若与彼輩令謀給者、通茂義可被免之、仰、此上者被頼思召之由也、仍招三室戸權佐於御前申云、此間之義從板倉内膳正有申旨、被思召止之、此上枉而有卒余之義者、却而可為逆臣、

とあり、今後の事は通茂と御相談になり、若輩の人々には相談されないで下さい。もし若輩の人々と謀られるのでしたら、通茂は免じて下さいと諫奏したので、これからはよろしく頼むと仰せられ、三室戸權佐を御前に招き、通茂から実教を「排斥」することは所司代からの申し入れがあつたから天皇が思い留まれ、この上なお「排斥」するのなら逆臣になるだろと申し渡した。その夜、法皇にも事のしだいと落着したことを見告している。

この落着する際の通茂の「向後之義、与通茂於御相談者、万端不可被仰聞於若輩の人々、若与彼輩令謀給者、通茂義可被免之」という言葉により、天皇と「若輩の人々」は実教の「排斥」に同調していたこと、さらに「若輩の人々」の行動を、通茂は良いとは見ていなかつたことがわかる。

なお、九月廿一日条に、

法皇仰、旧冬女中騒動
之後欽、三条大納言於禁中番所云、法皇御幸不可然、若及度々者、治定從関東御無用之由可申来云々、此騒動以
前無此義依之御幸之事、當春於禁中無申沙汰之人、然間於近日者不可有御対面、為之如何、

とあり、「旧冬」に「女中騒動」があつたことを記している。これについて実教は禁裏番所において、法皇の御幸はよくないことで、もし度々御幸があるなら、幕府から御幸を無用と、おそらく云つてくるだろうと語つてゐる。この「旧冬女中騒動」については、確かなことではないが、次のことに關わっているのかも知れない。

『徳川実紀』⁽⁹⁾「嚴有院殿御実紀卷三十七」（以下『徳川実紀』と略記す）寛文八年十月廿五日条に、

世に伝ふる処は、當時公家年少の輩不良のふるまひありて、淫風大に行はれしかば、これを督責するの任尤難しとて、板倉内膳正
重矩老臣の中よりゑらびのぼせられし、

とあり、世間では公家年少者の行動の乱れが、旧冬である同八年十月頃に風聞となつて、幕府にまで聞えていたのである。その件に関連あると思われる記事が、『堯恕法親王日記』⁽¹⁰⁾ 寛文八年十二月廿四日条に、

従今日禁闈騒動之事有り、密事故不記干茲、
とあり、ここでは「禁闈騒動」であるが、「密事」としてはつきりしたことは記していない。また『葉室頬業記』⁽¹¹⁾ 寛文八年十二月廿七日条に、

園大納言殿御物語候者、法皇仰云、飛鳥井殿・正親町殿・西三条

殿・園大納言殿・東園殿、主上ノ御前へ御出候事無用也、如何様ノ

御為ニ能事ニても悪事ニても御申上候事無用也、とかくに御前へ御

出候事無用也、若御出候ハシ、曲事之由、急度被仰渡之由御物語候

也、依其頼業若衆皆々御前へ召候へ共、御理申上被参候也、何事や

らん、不存候也、

議奏園基福の話では、二十七日法皇が、飛鳥井雅章・正親町実豊・三条西実教・園基福・東園基賢の五名に対し、天皇の御前に出ることを禁ぜられた。天皇の御為にとつて善惡にかかわらず申し上げることも、御前に出ることさえ必要ないとし、それでも御前に出るようであつたら「曲事」だと話されたというのである。

この十一月二十四日、二十七日の騒動は、前記の「女中騒動」及び「当時公家年少の輩不良のふるまひ」の事件と関係があったのではない。そしてこれらについて前記の人々が諫言したところ、天皇の逆鱗に触れ、天皇から法皇に訴えられたための措置であつたのではないか。前記五名中、三条西実教を除く四名は議奏であり、天皇の御為になるとでも申し上げることを無用、御前に出ることも止められたと思われる。

なお、法皇の度々の御幸を実教が注意されたことについても、この件に関わっていたものと思われる。すなわち法皇は、事件を心配されての御幸だったようと思われるるのである。

『堯惣法親王日記』寛文九年正月一日条には、

一、従旧歳廿三日禁闕騒動ノ事有リトイヘトモ、同廿八日静謐、尤飛鳥井大納言・正親町大納言・三条西大納言・園大納言・東園中納言等蒙勅筆之一紙出頭云々、自今以後弥可成諫言之由蒙仰旱、尤眉目

欽、旧歳上下騒動不斜之処、珍重事也、

とあって、昨暮御前に出るのを止められた五名に対し、「勅筆之一紙」が出され出頭すると、「自今以後弥可成諫言」と、再び諫言するよう仰せを蒙っている。約一ヶ月後『排斥之件』に記されるように、天皇に疎じられることになる実教も「弥可成諫言」き一人であつた。この五名のうち園大納言・東園中納言はすでに記したように「隨三条西前大納言命之人」であり、正親町大納言は後述のように実教の弟子であつたから、天皇の行動に対し、実教はこの後も遠慮することなく諫言したのである。それが再び天皇の逆鱗に触れることになり、今回の実教の「排斥」事件となつたのではなかろうか。

寛文八年冬の「女中騒動」「当時公家年少の輩不良のふるまひ」の事件に靈元天皇も関係があり、それと「禁闕騒動」・「諫言」の件とが関わるものであつたとすれば、この一件は、天皇と「若輩の人々」の間で、実教を疎んじた事件だったということが考えられる。

以上により『御賀の記』のなかの「逆臣」が三条西実教であると想定してきた。

実教は、元和五年誕生、父は公勝（寛永三年、三十歳にて没）、寛永十八年將軍昵近衆(12)（武家伝奏の祖父実条は前年寛永十七年没）、承応四年(13)（一七〇四）十月十九日没、八十三歳。三条西家は周知のとおり、実隆・公条・実枝・実条・実教と続く一條派歌学の正統を汲む歌学の家であった。

実教は、『近代和歌御会集』(14)でみると寛永十六年九月二十八日十七歳の時、祖父実条と共に「仙洞聖廟御法樂之和歌」に出席しているのが初見であり、若年から歌人として将来を期待されているメンバーの一人であつた。これ以降、明正・後光明・後西・靈元天皇の各御代における禁裏・仙洞和歌御会に出席している。

また法皇への古今伝授は八条宮智仁親王により伝えられたことは著名であるが、後日、実教により改めて御伝授されたことも伝わっている。

なお、実教は、武家昵近衆のこともあって江戸下向を屢々している。実教の江戸下向について『堯惣法親王日記』寛文四年四月十六日条に実教卿三条西大納言閑東下向、今日発足、諸家・武家不知其故也と諸家・武家ともに何のために実教が江戸へ下向するのか理由は知らな

いとしているが、『徳川実紀』寛文四年には四月廿七日条に、

西三条大納言実教卿参向により、使番荒木十左衛門元政して慰労せらる。

同年五月四日条に、

西三条大納言実教卿在府の間、米二百俵たまふ、

同年閏五月五日条には、

西三条前大納言実教卿帰洛の辞見し、銀百枚、時服十給はる、卿より歌仙の屏風奉る、

とあって、江戸下向の際は接待係を付けられるほど鄭重に扱われており、また、米を賜わったり、帰洛に際しては、「辞見」があり「銀百枚、時服十」を給わっているなど、幕府から厚遇されている。

なお、翌々年の六年、そして同七年も江戸下向の記事が見られ同様なものなしを受けており、実教と幕府とは近い関係にあつたことがわかり、天皇が実教の「排斥」を思い留められたのは、幕府との関係が強かつたからであると思われる。

『御賀の記』のなかの「逆臣」が、三条西実教で誤りないとすれば、「排斥」させられるほど天皇に疎まれ、諸家からも憎まれることになる実教が、権威を振ったこと、叡慮に背いたこと、侮上蔑下の態度をとつたと記されていることについて、どのようなことであったのか具体的なものがない。そこで実教はどのような人であるかを和歌・有職故実の両面から人となりを探つてみたい。

東京都立中央図書館蔵の『和歌聞書』は、外題『西実教卿家集 乾坤』⁽¹⁸⁾の一冊本で、三条西実教の歌学全体を正親町実豊が聞書したものである（この節で引用文の下に資料名のないものは『和歌聞書』である）。

これを中心に、『渓雲問答』⁽¹⁹⁾・『詞林拾葉』⁽²⁰⁾を加え、実教の歌学を述べて、実教の歌学については、上野洋三氏の論考があり、この三点を資料として述べておられる。今、さらに私見を加えて記したいと思う。

○哥ハ第一政道の本なり、夫をしらてハよまれましき事なり、

○哥は政道のみちにもなる事也、正路のこゝろにてよますハ神感あるましき事也、たゞ正路のこゝろにてつねによむべき事也、

○哥ハ政道のたすけの一なり、
とある通り、和歌はすなわち政道である、と再三にわたり述べている。

○免角漢才なくては、なるましき事なり、

○山谷・蒙求などにてもわが哥の作にとります事可成と思ふ分を抜書て能と見えたり、

○哥にハ本草綱目をよきにみて可然候、草木きんしゅうの元根よく知る

ムユヘニ、鹿の題にてハしかといふものム根元をしれはよみよき道理也、

○哥は理をかざるといふ事、哥の至極也、

○哥ハ実を專によむべし、（中略）平生徳実の人の実の哥よみ出したるハ實にておもしろきなり、平生無徳邪路の人のたとひ実の哥よみ出したりとても実にハあらぬ事なり、

○いつも申ことく哥ハよき哥をよみたるとてよきにハあらす、たゞそ
のきひあひにてよきとハ申事なり、

と見え、政道といわれる歌道は漢才が必要であり、漢籍を学ぶことも必須とした。それにより「理」をかぎり「実」を専らとしたのである。平生徳美をもつ人の実の歌は良しとするので徳をもつよう心がけること、そして常に「きひあひ」（氣味合）が大切であると述べている。

○集の歌共も実あるを詮にいれられ候事なれども、其御代／＼によりて、主上の被敷寄風の哥を入れて、実の哥を詮に入さるもあるへし、又ハ執権の人の哥なとハ撰者の心に不入も無に簡入たるも有へし、代によりて上にすかるゝを入れて、撰者の気にいらぬも入たる事あるへし、

と述べ、御撰集の和歌については、実のある歌が撰ばれるのであるが、御代によつては、天皇の風流な歌を入れて、実のある歌が落ちている。執権の歌など撰者が良いと思わなくとも入つており、代によつては上に縋るだけで撰に入つていると批判している。

○古今には善惡の哥ましはりて入候、善の哥、善の哥の手本、惡の哥ハ、惡哥の手本にせよと云事にて入候、善惡を知らせんためにて候、

と、古今和歌集の歌に対して善い歌と悪い歌があるとはつきりと述べ、その手本になつてゐると批難を込めて述べている。さらに、

○古今集の伝授は臣下の職なり、今勅伝になる、僻事なり、其上古今

の伝授といふもの、今は地下にもちりて切紙等あり、それを伝授しても何の用に立つ物にあらず、外に大事のある事なり、人のしらぬ事なりと実教卿被^(後水尾)仰由、或人語る、(『渓雲問答』)

と、きびしい規定のもとに伝授され、今は御所勅伝になつてゐる古今伝授に対し、「臣下の職」と語り、今は地下にも伝わつてしまつてゐる伝授は何の役に立つかと述べ、他にしなければならない大切なことがあるのではないか、と御所伝授の意義を無用とまで批判をしている。また、

○御^(製)せい、ハたゞにとくする様の御哥也、

○仙洞^(後水尾)など御製御上手なれとも、たとへは三千首の御製の中に入る口

にものこるほとの上品の哥ハ五首とは有ましき也、
と、御製・法皇御製に対する批評も遠慮することなく厳しく述べてい
る。さらに、

○実教卿の批判の趣、故実ども聞き覚えておはします、仙洞^(靈元)にて仰の
趣を(中略)この御製にはいかなる実教も批は入れらるまじきと思
ひて持参申さるゝに、実教卿拝見し一返吟じらるゝ中に、悪しき所
はや聞えけるとなり、(『渓雲問答』)

○をり／＼法皇^(靈元)仰せに、故西三条実教に歌を見せしに、この御製の御
詞づかひと此のやうなる定家のうた御座候、是にくらべてみればち
がひ申し候、あるひは古今に此のやうなる歌御座候、これに引き合
せみれば、様子違ひ候などと度々いひし時、是は無理なることをい
ふものかなと思ひしが、今ておもへば無理にあらず、尤なる事な

り、(『詞林拾葉』)

とあり、靈元天皇の歌に対しはつきり批評を加え、遠慮することのない
厳しいものであつた。この実教に靈元天皇は「をり／＼」歌を見せ、指
導を受けているが、その指導は丁寧にして善い歌を前例にして御自分で
推敲させるという高度なものであつたようだ。これに対し武者小路実陰
は「無理なることをいふものかな」と語つており、廷臣からみても天皇
への指導は厳しかったようである。

実教はこのように、天皇・法皇の御製に対しても厳しい批評を与え、
歌学三条西家を継承する搖ぎない独自の歌学をもつていたのである。そ
の中には、

○桂光院殿も中院も幽斎よりきかれたる也、これミな当家より出たる
なり、此方本なり、

と、法皇に古今伝授した智仁親王も、歌学中院家も細川幽斎から教えら
れたのである、これは全て当家三条西家から出たものであり、三条西家
が歌道の「本」だという、上野氏の述べる歌学の家の誇りがあつたこと
は誤りない。

このように、実教は歌学を政道として見ており、厳しい指導の中には
御意に反することもあつたのではないかと思われる。また、
○三条西に、かう／＼の詞よみ給ひたるかと問へば、其のやうな事は
我はよまずといはれし、(『渓雲問答』)
とあるのは、通茂が、実教の歌の指導の厳しさを門人松井幸隆に語つた

ものである。

○（忠仁公の歌に対し）天下を掌に握りたれば、思ひ残す事もなき威勢超過せる心より発したる歌なり。自是天子の威からくなり、はては武家に世をうばはるゝやうになりたるきさし、此歌に見えたりしとぞ、是も実教卿の説、公音卿の御物語のよし、（『同前』）と、歌一首から、朝廷の権威の衰えと武家の盛勢をよみとつており、朝廷のあるべき姿を見つめる実教を知ることができる。

以上、天皇から諸家に至るまで歌を指導している実教の歌に対するきびしさと姿、指導者としての権威あるふるまいを見たのであるが、この歌学を政道と見る実教は、若年の天皇と近習若輩之衆にとつては、固苦しく厳しいものであつたと思われる。

○法皇の御うたさへ御気にいらぬと西殿は仰らるゝとなり、（学森市立大蔵『尊師聞書』）

○三条西殿は二三度法皇へ御歌の事うかがひ給ふに、いづれとも御了

簡なきよし仰出さるゝへは、其後御うかがひもなきとの事也、（略）

御添削あれば歌ふるめかしくなるとて、うかがはれぬと也、（『同前』）

上野氏は、さらに右の二ヶ条を引き「こと歌に關しては院でさえ批判の対象となる。これは当代の人々が争つて後水尾院の添削を求め、その勅諭を拝聴した中にあって稀有の例である」と述べているところを見ても叡慮に違つことがあつたのではないかと思われる。このような実教の歌に対するきびしさ、指導者としてのふるまいが、法皇の耳に入り第一章で

記した「当今御代之始振權威」（『基熙公記』）、「不叶後水尾院之叡慮事」

（『資廉日記』）、「被背法皇叡慮」（『季連宿称記』）の記事に関連していくのではないかと思われる。

次に実教と有職故実について考えてみたい。この期の多くの行事のかで、実教が有職故実について相談にのつたもの、勅問されたもの、意見を出したもの等がある。その中からいくつかを挙げる。

『葉至頬業記』寛文三年四月廿五日条に、

三条西実教卿舞踏之事尋申候へハ、兩段再拜ハマレニ可有、大方拜舞之由被申候也、幾段候共、一度ハ拜舞可然之由、被申候間、今度モ予拜舞可仕所存也、

とあり、靈元天皇の即位礼の時の両段再拜について、頬業は実教に尋ねている。（習礼は二十三日から始まり、即位礼当日は二十七日であつた。）

『同記』寛文五年七月十七日条では、

聖護院殿峯入ニ被進候物、白銀弐拾枚・綿三十把ニ昨日又止親町・三条西殿相談ニ而定也、

とあって、聖護院宮道實親王の峯入り御祝儀の進物を、実教と実豊により定められたのである。

『同記』寛文五年十一月十六日条に、

品川内膳正依御暇被下參内、牧野佐渡守モ參、於清涼殿内膳正計御対面、申次光雄朝臣、天盃頂戴、御陪膳中院大納言、御手長資廉、

佐渡守ハ諸大夫間迄參、不出也、綿廿把品川拝領也、両伝奏被申渡也、御菓子モ御茶モ不出也、内々用意仕候へ共、三条西被留候也、
とあり、高家品川内膳正高如が離任挨拶のため参内した折、綿廿把を拝
領したが、その際、お菓子・御茶も出なかつた。内々に用意されていた
が、実教が留めたのであつた。さらに、

『重房宿祢記』寛文七年八月廿六日条に、

去廿二日於禁中、頭中将定淳朝臣前日所被談之祭主景忠昇殿所望及
群議云々、撰政殿・武家伝奏飛鳥井前大納言雅章卿・正親町前大納

言実豊卿并三条前大納言実教卿云々、

とあり、祭主藤波景忠の昇殿所望についての群議が行われたが、そのメンバ一は、撰政鷹司房輔、伝奏の飛鳥井雅章・正親町実豊と実教であつた。実教は役職は何も持たないのであるが参加していたと思われる。有職故実を熟知している実教は、それだけで諸臣の注目される存在であつた。お茶の接待など小さいことから、靈元天皇即位礼の作法に至るまで、「權威之故」⁽²⁷⁾として実教の意見を聞いていること、役職もないのに群議に加わっていることは、有職故実の權威として重ぜられていたことがわかる。『排斥之件』に見える実教の「侮上蔑下」の態度は、この有職故実の權威を振つっていたことに関わっていたのではないかと思われる。

『職方聞書并覺書』⁽²⁸⁾（当部所蔵）は、禁裏の行事・次第・装束・職制等の故実について、正親町実豊が三条西実教に尋ねた聞書并びに覺書であり、実教の有職についての考え方がよく出ているものである。田中堯龍

氏は「江戸時代近習公家衆について」⁽²⁹⁾の論文のなかに、禁裏小番制度の史料として本書を取り上げておられるが、本論では実教の有職故実についての史料として本書から挙げてみたい。

一作法方ハ能常ノ事ヲ^{ヨリ}知、能覺置テ、扱其事ノ^{シテ}變ヲ常ニ能々^{シテ}為^シ覺悟^{シテ}能也、變ノ為^ル來^タ貶^ニ能取合為ニ能也、不^ス動転^一能也、不覺悟者心セク故作意モナク常ノ事ヲモ忘脚シ跡ヘムケテヒタト見苦也、變ヲ覺悟スレハ、結句變ニテ其變ヲ破脚スルヤ見事成事アルモノ也、是故実也、三大^{ニ度々}所聞也、

とあり、作法はまず常のことをよく知つておくことが必要であり、その上で変化を常に考えておけば、変化があつても取合が出来て、動転することもない。常に考えておかなければ心は急くし作意することも常のことも忘れてしまい見苦しい。變を覺悟しておれば、それにより見事なことはとも出来るものである。これが故実である。と実教は語つており、故実はたゞ先例を踏襲することではないとしている。

一 綸言如汗之事

昔ハ万事能御僉議ヲ被^レ遂、正ク決断^シ、依被仰出、以後ニ無害也、仍綸言如汗ノ道^シ叶也、近代者何ノ無御僉義ナリ、タトヒ有テモ雜簿也、且^シ又御私カマシル也、仍以後ニ害カ有也、セメテ害ガ出来テカラ成共、其儘被改テ可然事成^シ、得手ニ帆ニテ、綸言如汗ト言テ取事、歷々ノ諸臣其儘置故ニ、諸人上ヲモ取レ事^シ、諸臣ヲモ諷シテ、王道日々零落ナリ、三大^ニ實教卿曰、近代者誤アラハ即貶^ニ綸

言ヲ被改カ、却而綸言如汗ト云モノ也、尤ノ事也、予註此道理ヲ不知者無知也、知テ不改者悪人也、綸言如汗礼記曰、綸言如汗出而不再返云々、綸言如汗モ、誤テハ改ルニ無憚モ經書ノ文ナリ、綸言モ誤アラハ異國ニテ改ル事分明也、

とあり、昔は詮議を重ねて正しい決断をして仰せられたので無害であつた。すなわち「綸言如汗」の道理に叶つていた。近代は何の詮議もなく、もしあつたとしても雑薄である。そのうえ御私の気持が入るので害がある。せめて害が出てからでも改めれば良いが、其儘にして「綸言如汗」と言つてはいるので、諸臣さえも「王道日々零落ナリ」と諷している。誤があれば即時改めるのが綸言如汗というものである。誤りを知つて改めないのは悪人である。と云つてはいる。これは有職のことだけでなく、禁中全てに對しての諫言と思われる。前例を重んじる有職故実でさえ「能常ノ事ヲ知」ること、「其事ノ変ヲ常ニ能々為覺悟」すこと、それにより「見事成事アル」と語つてはいる。禁中の行事についても万事詮議を重ねて、誤があれば即時改めて正しい決断のもと政務を行なつてほしいと「綸言如汗」を引いて述べてはいる。

この実教が語る有職故実は、歌学と共に通するものであった。歌について根本をよく知つておくこと、その上で、よい歌というよりも「きひあひ」を大切にすること、と語つてはいることが、有職故実における「作法方ハ能常ノ事ヲ知」「誤アラバ……被改」「變ヲ覺悟」に通じてはいるのである。実教の有職故実・歌学はこのようなものであつたと思われる。そし

て実教の諫言もこれに添つたものだつたのではないかと思われる。
なお『和哥聞書』・『職方聞書并覚書』の両書ともに、実豊による実教の聞書で判るように、武家伝奏正親町実豊は三条西実教の門人であつたことがわかる。

寛文期は、法皇から靈元天皇に政務が移行した時期で、法皇は天皇育成のため法皇の側近である廷臣を五人衆（後に議奏と呼ばれた）として天皇に仕えたのであるが、若年天皇そして近習する若輩之衆にとって、五人衆の存在は行動を制約するものであつた。天皇と近習若輩之衆、これに関わる五人衆については、田中曉龍・平井誠二兩氏が詳しく論じてはいるので、ここでは兩氏が触れていない一二の事を留めておく。

『中院通茂日記』寛文十一年四月七日の花見酒宴における主上・近習沈醉事件後、近習若輩（難波宗量・裏松雅永・三室戸誠光等）の放埒な態度が問題となり、法度の制定（七月六日）となつてゆくのであるが、その途中にあたる六月廿三日条の『同記』に、次の如く見える。

清黃門入來、此比向持明院之處、言談備後守禁裏付服部具常云、三条西惡敷之由風聞、非惡歟、此由可被申遣稻葉美濃守老中稻葉正則之由、頻示云々、

禁裏付武家の服部具常が「三条西惡敷之由風聞、非惡歟」と老中に伝えると頻りにいっている。すなわち、天皇から疎じられ、蟄居している実教の「惡敷」といわれるようになった原因は、近習若輩衆が何らかの形で関わっていたものと思われる。また、すでに落着したはずの実教の「惡敷」という風聞が、寛文九年から一年経た寛文十一年にもまだ流れ

ていたのであるが、幕府側はあくまでも実教をかばっていたことがわかるのである。

おわりに

以上、『御賀の記』に見える「逆臣」について考察し、三条西実教ではないかと推定した。もしこの推定が正しいなら『排斥之件』からみて、実教の権威を振るう態度は、天皇にとって「排斥」せねばならないほど疎ましい存在であった。それらは政道と同じといわれる歌道においても、宫廷社会で最も重んじられる有職故実においても、天皇の意見にも動じない誇りある実教の姿を見ることができたのである。寛文九年二月十九日（『排斥之件』）では「十日条の「昨夜」）には、即刻にでも「排斥」したいほど天皇の鬱憤は激しかったのであるが、実教には幕府の後楯てによる板倉内膳正の威しにも似た言葉によつて、天皇は実教の「排斥」を思い止まつたのである。『御賀の記』に見る「逆臣等の朝廷をかすめたる」の意味は、このようなことであつたと思われる。

『和歌聞書』・『職方聞書并覚書』からみる実教は、天皇に対し遠慮す

ることなく、和歌・有職故実そして政道・諸道にわたり指導している。

天皇の意に添わないので多くあり、天皇の逆鱗と許されて後再びの諫言言上がくり返されていたと思われる。

激しい鬱憤ではあつたが、幕府の後楯てのある実教は、天皇から「排

斥」されることは思い止まつたということから、第一章に記した『資廉日記』に、「此事自上可令蟄居被仰事も無之」と、天皇が蟄居させたわけではないと記している。実際には『基熙公記』に「蟄居、称所勞之由」、

『資廉日記』に「仙洞自御在位御十六之年籠居也」、『季連宿詔記』に「年来為蟄居之身」と記されているように蟄居していたのが、法皇・

所司代まで巻き込んだ「排斥」事件は、密々に運ばれたとはいえ、当然諸臣も知る大事件であった。事件の発端が寛文九年二月十九日であり、思い止まつたのが二十三日であったが、「年来の御鬱憤」は、「当今御代之始」（『基熙公記』）、「仙洞自御在位御十六之年籠居也」（『資廉日記』）、「寛文之初被背法皇叡慮」（『季連宿詔記』）とあるように、鬱憤の発端は天皇即位前後からであり、天皇にとっては積年の事であつた。けれども実教が八十歳になつた時、『資廉日記』によれば、

参院、御対面、賜御盃、其後予正親町等更被召御前、被仰云、三条
西前大納言永々籠居、（中略）既八十歲ニモ相成、余命無之不便ニ
思召也、去々年男子出生之由被聞食、叙爵等も申上、院參も可致被
仰出度由也、尤此事松平紀伊守へも可談合云々、申入畏由了、（元
禄十二年正月二日条）

とあって、靈元院は、すでに実教は八十歳になつて余命も幾ばくもなく氣の毒に思われておられる。去々年男子出生を聞かれて、叙爵するようにしてやつたらどうか、院參もさせたいと思つておられ、このことにしては所司代松平紀伊守信庸と相談するようになると、武家伝奏の正親町公

通と柳原資廉に仰せられている。

この事件は、天皇が実教の「排斥」を思い止まるところで落着はした。

その後の実教は江戸へ下向している。

『庭田重条日記』⁽³³⁾ 寛文九年五月廿六日条に、

三条前大納言日比之悪行無所遁、自関東可有下向之旨申来之由風聞云々、

とあり、「重房宿祢記」の同日条に、

三条前亜相実教卿從関東被召之云々、不知其故之由風聞云々、
とあって、いずれも関東から召されての下向としている。この実教の江戸下向の意味は、幕府から実教に対し、今後の身の処し方について諭されたのではなかろうか。『資廉日記』にみえる実教を勅免させようとする意向の折「尤此事松平紀伊守へも可談合」(元禄十二年正月二日条)とあること、これについて同月廿一日条に、

正親町前大納言公通入來被語云、昨夜愛宕前大納言同伴被向三条西
第、自薄暮至子剋種々及演説之所、前大納言申云、只今出仕而已ニ
而者面目無之、殊武家へ被仰事甚以如何ニ候、當仙洞不叶御氣色与
後水尾院之御間を避様令覺悟趣ニ思召由、後水尾院被召板倉内膳正
御直ニ此段被仰之所、内膳正も聊申所存云々、

とあり、正親町公通が入來し語るには、昨夜議奏の愛宕通福と一緒に三条西の屋敷へ行って、薄暮から子刻まで話をしたところ、実教が語るには、今出仕だけでは面目ないことあります。ことに武家へ仰せられる

ことは、甚もってどうかと思います。実教の行動が、靈元天皇のお気持に召さなかつた、それは後水尾法皇との間をへだてるよう思わせたのにこのことをおつしやつたところ、内膳正も自分の考えを申し上げたといふことでした。と籠居の際内膳正の考えも入つていていたこと、さらに『基應公記』に蟄居が「是從関東内意」と記されているのがそれを暗示している。

しかし、これほどまでに大きな事件となつたのだから一応の落着はしたが、「排斥」しようとした天皇側と、される側の実教の双方の心に、大きなしこりは残つたであろう。特に靈元天皇は一応落着後六年経た『御賀の記』に「逆臣」と記し、実教に対する懲罰の深さを示している。また実教は『資廉日記』に「既八十歳ニも相成、余命無之不便ニ思召也」「院参も可致被仰出度由也」(元禄十二年正月二日条)と八十歳になつて余年いくばくもない実教を靈元院が氣の毒に思われ、勅免させてあげようという意向にも、

仮令御若年時分ニ而不被弁前後及御沙汰、其後及御後悔被仰出仕等事候ハ、各別之事候、只差義も無之、及老衰出仕見苦、却而如何敷候間、固辭之由也、(同月廿一日条)

とあって、仮に天皇が御若年で前後を十分考えないで、実教を「籠居」させたということがあつたとしても、その後、後悔して許すというなら良いけれど、後悔もしないで差したる義もないからと出仕を許してもら

つても、老衰の身は見苦しいので、今更の出仕はできないと固辞したのであり、『季連宿祢記』に「其後無勅免、年来為蟄居之身」と記すようにな蟄居は続けていたのである。天皇が実教を「逆臣」と見ていたこと、実教にとって見られていたことで、実教自身、身を引かざるをえず、「称所勞」して自ら蟄居生活に入ったのだと思うのである。

註

- (1) 徳富猪一郎『近世日本徳川幕府上期中巻』(民友社)
- (2) 辻善之助著『日本文化史V江戸時代上・下』(春秋社)
- (3) 小野信二『幕府と天皇』(岩波日本歴史10近世2)(岩波書店)
- (4) 辻達也編『天皇と将軍』(日本の近世2)(中央公論社)
- (5) 高埜利彦『江戸幕府の朝廷支配』(日本史研究)三一九)
- (6) 高埜利彦「禁中並公家諸法度についての一考察」(史料館紀要5)学習院大学史料館
- (7) 田中暁龍「寛文三年禁裏御所御定目について—後水尾法皇による禁中法度」(研究紀要14)東京学芸大学附属高校
- (8) 田中暁龍「寛文三年禁裏御所御定目について」(研究紀要14)東京学芸大学附属高校
- (9) 今江広道「江戸時代の武家伝奏」(高橋隆三先生古記録の研究)吉川弘文館
- (10) 平井誠二「武家伝奏の補任について」(日本歴史)吉川弘文館
- (11) 大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能1・2」(論集きんせい)東京大学近世史研究会
- (12) 平井誠二「確立期の議奏について」(中央大学文学33号)吉川弘文館
- (13) 田中暁龍「江戸時代議奏制の成立について」(史海34)東京学芸大学学史学会
- (14) 田中暁龍「江戸時代近習公家衆について」(研究紀要15)東京学芸大学附属高校
- (15) 島原泰雄「後水尾院とその周辺」(近世堂上和歌論集)明治書院
- (16) 鈴木健一「後水尾院歌壇の成立と展開」(国語と国文学)昭61・1
- (17) 鈴木健一「後水尾院歌壇年表稿上・下」(東京大学教養学部編人文科学科

紀要)第九一・九四輯)平成二・三)

熊倉功夫著『後水尾院』(朝日評伝選26)一九八二)

本田慧子「後水尾天皇の禁中御学問講」(書陵部紀要29号)昭52年

(2)『後水尾法皇八十御賀の記』(書陵部藏、特一八八)は外題「延宝三年御賀記女房記」で仮名交じり文で記され、推敲の著しい草稿本。延宝三年十一月十四日の賀宴に至る経緯等が詳しく記されている。

(3) 陽明文庫蔵

(4) 書陵部蔵(柳一四五三)

(5) 書陵部蔵(F9一三四)

(6) 田中暁龍「寛文三年禁裏御所御定目について—後水尾法皇による禁中法度」(研究紀要14)東京学芸大学附属高校

(7) 外題に「三条西・正親町両伝奏」とあるが、実豊は武家伝奏であるが、実教は武家伝奏には就任していないから、外題は後日に付せられたものと思われる。

(8)『排斥之件』は、田中氏が記すように下書文のようであるため、見せ消ちらなど推敲の跡が著しい。

(9)『新訂国史大系』(吉川弘文館)

(10)『妙法院史料一・二』(吉川弘文館、五二)

(11) 書陵部蔵(葉一一〇四)

(12)『徳川実紀』(寛永十八・四二七条)(増補国史大系)

(13)『徳川実紀』(寛永十八・四二七条)(増補国史大系)

(14) 島原泰雄「後水尾院とその周辺」(近世堂上和歌論集)明治書院

(15) 註(13)

(16) 横井金男著『古今伝授沿革史論』(大日本百科全書)「古今伝授血脉」一三〇~一三一頁

(17)『徳川実紀』によれば、寛文六年は十一月一日から廿四日、同七年は正月五日から二十六日の期間、江戸滞在の記事がある。

(18)『和高聞書』(特一七三五)は内題により九部に分かれており、その一つ

に「仙洞被仰聞和歌之事」とあるが、これも法皇とともに実教の意見が記されている。成立は、明暦・万治頃と上野氏は推定しておられる。

(19) 佐佐木信綱編『日本歌学大系六』〔風間書〕所収。中院通茂の説を門人松井幸隆が筆記したもの。通茂は靈元院歌壇「一人三臣」の一臣である。

(20) 佐佐木信綱編『日本歌学大系六』〔風間書〕所収。武者小路実陰の口述を門人似雲が記したもの。実陰は靈元院歌壇「一人三臣」の一臣。

(21)(22) 「歌論と併論」〔『苦蕉』〕〔山書房〕一九七七)

(23) 本文に記した他に、『葉室頼業記』寛文四・三・一〇、同八・正・四、同四・八・五。

(24) 『葉室頼業記』寛文四・正・一九。

(25) 『重房宿祢記』書陵部藏(F9—一三三) 寛文七・七・七、同八・三・十
六、『堯恕法親王日記』同八・三・六。

(26) 『葉室頼業記』寛文五・七・九、同七・十二・五、『重房宿祢記』同七・一

○・五、八・二・六。

(27) 『重房宿祢記』寛文七・八・廿一日条。

(28) 書陵部藏(四五七—六四)

(29) 田中曉龍「江戸時代近習公家衆について—靈元天皇近習衆を中心にして—」
〔研究紀要15〕〔東京芸術大学附属高校大泉校舎〕九九〇

(30) 註(1)、田中曉龍「江戸時代議奏制の成立について」、平井誠二「確立期の議奏について」

(31) 東京大学史料編纂所蔵

(32) 『同記』、記事として明記されるのは、寛文十一年四月十二日からである。

(33) 書陵部藏(庭—三一)